

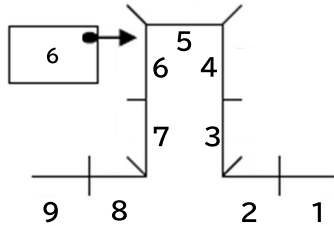
① 坂浜地区では、複数の住居が同じ住所を使用している箇所がある。(意見)

② 実際に、荷物が誤配されたことがあった。(意見)

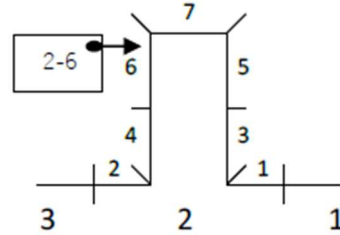
③ 私道に面して複数の住居が並んでいる場合、住居番号はどうなるのか。

A. 街区やフロンテージの設定により、異なる住居番号を設定する、あるいは、住居番号に枝番を設定する等の対応が考えられます。

(例) 異なる住居番号を設定



枝番を設定



④ 住居表示実施後は、住所と本籍の表記が異なることになるのか。

A. 本籍は、土地の番号である地番で表すため、住所の表記とは異なることになります。

ただし、住居表示実施後に転籍の届出をいただくことで、本籍を街区符号までの住所の表記に改めることが可能です。

⑤ 住所変更手続きは、どこで行えば良いのか。

A. 主な手続きについては以下のとおりです。

手続きの種類	手続き先
土地・家屋の所有者の住所(権利部)	不動産の所在地を管轄する法務局
マイナンバーカードに記載の住所	市役所市民課
運転免許証などの住所	都内の警察署、免許更新センター 等
銀行・保険などの契約の住所	各ご契約先
会社・法人の所在地の変更登記	本店の所在地を管轄する法務局 ※ 住所変更実施日から2週間以内の手続きが必要です。

住所変更実施日が近づきましたら、皆さまへ詳しいご案内を送付し、住所変更手続きに関する説明会を実施する予定です。

⑥ 住所変更手続きに費用はかかるのか。

A. ご自身で手続きいただく場合、費用はかかりません。

司法書士などに依頼する場合は、別途費用が生じます。

⑦ 自分で住所変更手続きを行うことが難しい場合はどうすればよいのか。

A. 住所変更手続きに関する皆さまのご負担を軽減するため、今後各機関と調整を行う予定です。

また、現在検討中ではございますが、職員が皆さまのご相談にお答えする機会等を設けたいと考えております。